

## さまざまな医療費の助成制度を知っておきましょう

テーマ 制度

「親亡きあとの支援ハンドブック」でもご紹介していますが、障がいのある人の病気やケガの治療にかかる経済的負担を軽減してくれる制度は複数あります。どのような場合にどのような制度を利用できるか、障がいのある本人や親亡きあとに本人を支援してくれる人にも伝えておくとい良いでしょう。なお、それぞれの制度は、自治体により条件や金額が異なるので、各市町村の窓口で確認してください。

### ★自治体による制度

#### 「子ども医療費助成制度」

障がいの有無に関係なく、小学校卒業まで・中学卒業までなどの条件に該当する子どもにかかる医療費を助成する制度で、市区町村役場が窓口になっています。

#### 「重度心身障害者医療費助成制度」

身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者福祉手帳などをもっている人にかかる医療費を、都道府県と市区町村とで分担して助成する制度です。

障がいのある人本人または本人を扶養している人の所得額が高いと支給停止になることもあります。

### ★国による制度

#### 「自立支援医療制度」

症状が重症で、高額な医療費が継続的にかかりそうな人の支援を目的としている制度です。

精神科通院医療（精神疾患の通院が対象）、更生医療・育成医療（身体の障がい除去・軽減する手術等の治療が対象）があり、医療機関の窓口で支払う自己負担額が1割になります。

例えば、小学生～69歳までは原則3割負担となるため、窓口で12,000円を支払っているという人でも、自立支援医療制度を利用すれば1割負担の4,000円で同じ医療を受けることができます。

障害者手帳などを持っていなくても利用できますが、自立支援医療機関として都道府県から指定された病院や薬局などで利用すること、申請時に医師の診断書も提出することなどが求められます。

1人につき病院は1か所・薬局は2カ所までなど、利用できる医療機関の数が制限されています。お住まいの市区町村の担当窓口で申請することができます。

#### 「指定難病に対する医療費助成制度」

指定の難病にかかっている人で症状が重度であると認定された場合に利用できる助成制度で、お住まいの地域を管轄する保健所が申請窓口になっています。

指定された医療機関で支払う自己負担が2割になり、所得による月額の上限もあります。

申請時や更新時には、難病指定医や協力難病指定医の作成した診断書が必要です。

平成29年4月で指定された難病が330種類になりましたが、今後も増減する可能性があるので注意しましょう。